

見附市長選挙選挙長告示第2号

令和7年11月30日執行の見附市長選挙において、届出のあった候補者が一人であり、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったため、同条第5項の規定により告示する。

令和7年11月23日

見附市長選挙選挙長 佐野 眞砂子